

平成 21 年 7 月 1 日

## 平成 22 年度以降の定員管理について ～新たな定員合理化計画を閣議決定～

行政需要に応じた大胆な定員の再配置と行政のスリム化を推進するため、平成 22 年度以降の 5 年間で 10%以上の定員合理化を行うことを内容とする、新たな定員合理化計画を別添のとおり閣議決定しました。

本件問い合わせ先

総務省行政管理局（定員総括）

管理官 住澤 整

企画官 稲垣好展、専門官 やすなか 安仲陽一

電話：5253-5311（直通）

## 新たな定員合理化計画等の概要

経済財政改革の基本方針2009（平成21年6月23日閣議決定）に基づき、下記の方針により、平成22年度以降の定員管理を行うものとする。

### 記

- 1 国の行政機関の定員（自衛官を除く。）について、行政需要の変化に対応したメリハリのある定員配置を実現する観点から、府省内はもとより府省の枠を越えた大胆な定員の再配置を行うとともに、行政のスリム化を推進するため、平成22年度から平成26年度までの5年間に平成21年度末定員の10%以上を合理化することとし、以下により、定員合理化を実施するものとする。

#### (1) 平成22年度の合理化目標数

平成22年度においては、平成21年度末定員の2%以上を合理化することとし、合理化目標数を6,066人とする（府省毎の合理化目標数は別表のとおり。）。

#### (2) 平成23年度以降の4年間の合理化目標数

平成23年度から平成26年度までの4年間の各府省の合理化目標数については、平成21年中を目途に策定するものとされた出先機関の改革大綱等を踏まえた業務・組織の徹底した合理化を反映させて策定するものとする。

- 2 以上のほか、出先機関改革に係る工程表に沿って出先機関の事務・権限の移譲に伴う人員の地方移管等を進めるための取組を行う。

【平成22年度の各府省の合理化目標数】

府 省	21年度末定員	目 標 数
内閣の機関	813人	9人
内閣府本府	2,360人	46人
宮内庁	1,034人	15人
公正取引委	779人	12人
国家公安委	7,660人	126人
金融庁	1,462人	21人
消費者庁	202人	0人
総務省	5,389人	117人
公害調整委	36人	0人
法務省	51,866人	964人
外務省	5,697人	121人
財務省	71,499人	1,328人
文部科学省	2,192人	46人
厚生労働省	32,742人	712人
農林水産省	25,313人	682人
経済産業省	8,626人	168人
国土交通省	60,900人	1,190人
環境省	1,224人	21人
防衛省	22,469人	488人
合 計	302,263人	6,066人

## 平成22年度以降の定員管理について

〔平成21年7月1日〕  
閣議決定

経済財政改革の基本方針2009（平成21年6月23日閣議決定）に基づき、下記の方針により平成22年度以降の定員管理を行うものとする。

### 記

- 1 内閣の機関及び各府省（以下「各府省」という。）の国家公務員（自衛官を除く。以下同じ。）については、行政需要の変化に対応したメリハリのある定員配置を実現する観点から、府省内はもとより府省の枠を越えた大胆な定員の再配置を行うとともに、行政のスリム化を推進するため、平成22年度から平成26年度までの5年間（以下「計画期間」という。）に平成21年度末定員の10%以上を合理化することとし、以下により、定員合理化を実施するものとする。
  - (1) 平成22年度においては、平成21年度末定員の2%以上を合理化することとし、各府省の合理化目標数は、別表のとおりとする。
  - (2) 平成23年度から平成26年度までの4年間の各府省の合理化目標数は、出先機関改革に係る工程表（平成21年3月24日地方分権改革推進本部決定）において平成21年中を目途に策定するものとされた出先機関改革に関する地方分権改革推進計画（改革大綱）等を踏まえた業務・組織の徹底した合理化を反映させて策定するものとする。
  - (3) 独立行政法人等への移行により定員が減少する府省については、当該府省の合理化目標数のうち移行時点で未実施の合理化目標数から、移行した部門に係る合理化目標数を控除したもの（総務大臣が当該府省の長と協議の上で定めるもの）を新たな合理化目標数とする。

- (4) 別表に掲げる合理化目標とは別に、事務・事業の見直しの進展に応じ、定員の合理化に努めるものとする。
  - (5) 各府省の長は、計画期間において、引き続き、各四半期末における欠員の状況を翌月末日までに総務大臣に報告するものとする。
- 2 各府省の国家公務員の定員管理の円滑化に資するため、府省間配置転換の推進に努めるものとする。
  - 3 公庫等の職員についても、経営の実態に応じ、上記1に準じて措置するものとする。
  - 4 以上のほか、出先機関改革に係る工程表に沿って出先機関の事務・権限の移譲に伴う人員の地方移管等を進めるための取組を行う。

## 別 表

府 省 名	平成21年度末定員	合理化目標数
内閣の機関	813	9
内閣府	2,360	46
宮内庁	1,034	15
公正取引委員会	779	12
国家公安委員会	7,660	126
金融庁	1,462	21
消費者庁	202	0
総務省	5,389	117
公害等調整委員会	36	0
法務省	51,866	964
外務省	5,697	121
財務省	71,499	1,328
文部科学省	2,192	46
厚生労働省	32,742	712
農林水産省	25,313	682
経済産業省	8,626	168
国土交通省	60,900	1,190
環境省	1,224	21
防衛省	22,469	488
合 計	302,263	6,066

(注1) 平成21年度末定員は、地方警務官及び「国の行政機関の定員の純減について」（平成18年6月30日閣議決定）に定める業務の大胆かつ構造的な見直しによる純減数のうち平成22年度当初に減員することとしている数を除いたものである。

(注2) 内閣府の数は宮内庁及び外局に係る数を除いたもの、総務省の数は公害等調整委員会に係る数を除いたものである。